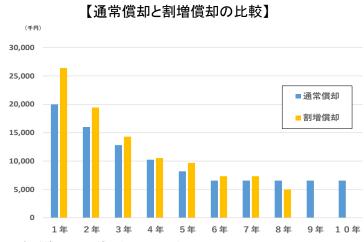
過疎地域における事業用設備に係る割増償却の延長

〇 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備に係る割増償却(所得税・法人税)について 3年間 (~令和9年3月31日)延長

1. 内 容:

- 過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**。(所得税、法人税)
 - → 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の取得等(取得、製 作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新増設		
対象業種	製造業·旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
取得価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上			
対象設備・償却率		機械等:普通償却限度額の32% 建物等:普通償却限度額の48%			
減価償却の方法		割増償却(最大5年間適用)			



割増償却による償却額の上乗せ額:19,476

※ 取得価額1億円の機械を購入。

減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。

- 2. 適用期限: <mark>令和6年3月31日 ⇒ 令和9年3月31日まで延長</mark>(令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定))
- 3. 適用要件: 過疎市町村計画に「産業振興促進事項」を記載(記載事項:区域、対象業種等)

(参考)適用実績

	適用 件数	適用額 (償却限度額)	減収 見込額	本特例を活用した設備投資に 係る新規雇用者数
R3※	31	1.3億円	0.3億円	216人
R4	89	3.7億円	0.9億円	202人

※本税制特例措置は、新過疎法制定後、過疎市町村計画を策定 (多くの市町村でR3年9月)以降適用可能だったため、 適用件数が少なかった。